

熊本市公報

第 1412 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 74 号）	1532
-----------------------------------	------

告 示

○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 696 号）	1534
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物件（告示第 697 号）	1534
○都市計画の変更及び縦覧（告示第 699 号）	1534
○都市計画の決定及び縦覧（告示第 700 号）	1535
○放置自転車の売却等（告示第 701 号）	1535
○集落内開発制度指定区域の変更（告示第 702 号）	1535
○放置自転車の移動及び保管（告示第 704 号）	1537
○地縁による団体の認可（告示第 706 号）	1538
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 708 号）	1539
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 709 号）	1540
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 710 号）	1540
○生活保護法による指定介護機関の休止（告示第 711 号）	1540
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 712 号）	1541
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 713 号）	1541
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 714 号）	1541
○市税督促状の公示送達（告示第 715 号）	1541
○熊本市人事行政の運営等の状況の公表（告示第 717 号）	1542

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 710 号）	1561
○道路の位置の指定の廃止（公告第 713 号）	1562
○道路の位置の指定（公告第 714 号）	1562
○開発行為に関する工事の完了（公告第 716 号）	1562
○開発行為に関する工事の完了（公告第 717 号）	1563
○開発行為に関する工事の完了（公告第 718 号）	1563
○開発行為に関する工事の完了（公告第 719 号）	1563
○開発行為に関する工事の完了（公告第 721 号）	1563
○開発行為に関する工事の完了（公告第 722 号）	1564

○開発行為に関する工事の完了（公告第 724 号）	1564
○開発行為に関する工事の完了（公告第 727 号）	1564
○開発行為に関する工事の完了（公告第 728 号）	1564
○開発行為に関する工事の完了（公告第 733 号）	1565
○開発行為に関する工事の完了（公告第 734 号）	1565
○開発行為に関する工事の完了（公告第 735 号）	1565
○開発行為に関する工事の完了（公告第 736 号）	1565
○開発行為に関する工事の完了（公告第 737 号）	1566
南 区	
○住民票の職権消除（南区告示第 7 号）	1566
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 9 号）	1566
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 8 号）	1566
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 10 号）	1566
上下水道局	
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 61 号）	1567
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 62 号）	1567
○排水設備指定工事店の指定の取消（上下水道局告示第 63 号）	1567
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 64 号）	1568
○給水装置工事業の廃止（上下水道局告示第 65 号）	1568
○熊本市公共下水道事業計画の変更（上下水道局告示第 66 号）	1568
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 67 号）	1568
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 68 号）	1569
教育委員会	
○熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則の一部を改正する規則（教委規則第 8 号）	1569
農業委員会	
○農業委員会総会の招集（農委公告第 11 号）	1570

規 則

規 則 第 74 号

平成 27 年 10 月 23 日

熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市物産館条例施行規則(平成 26 年規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

物産館及び施設の名称		開館時間
熊本市城南地域物産館		午前 9 時から午後 5 時まで
熊本市植木地域農産物の駅	直売所、観光案内所及び ポケットパーク	午前 9 時から午後 5 時まで
	屋外休憩所及び駐車場	午前 0 時から午後 12 時まで

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、熊本市植木地域農産物の駅の屋外休憩所及び駐車場については、この限りでない。

第 3 条の表中

「	「						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊本市城南地域物産館</td> </tr> </table>	名称	熊本市城南地域物産館	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">物産館の名称</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊本市城南地域物産館</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊本市植木地域農産物の 駅（屋外休憩所及び駐車 場を除く。）</td> </tr> </table>	物産館の名称	熊本市城南地域物産館	熊本市植木地域農産物の 駅（屋外休憩所及び駐車 場を除く。）	を に改める。
名称							
熊本市城南地域物産館							
物産館の名称							
熊本市城南地域物産館							
熊本市植木地域農産物の 駅（屋外休憩所及び駐車 場を除く。）							
」	」						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 熊本市物産館条例の一部を改正する条例（平成27年条例第67号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第2項の規定により、平成27年改正条例の施行の日前に熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為を行う場合の手続等は、第17条、第18条及び第20条の規定の例による。
- 3 平成27年改正条例附則第3項の規定により熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者が熊本市植木地域農産物の駅の直売所の使用許可その他の行為を行う場合における手続等は、第4条、第5条、第6条及び第12条の規定の例による。
- 4 平成27年改正条例附則第4項の規定により熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者に出荷計画書を提出する場合における手続等は、第13条の規定の例による。
- 5 平成27年改正条例附則第4項の規定により熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者に対して出荷者団体の届出を行う場合における手続等は、第14条の規定の例による。

告 示

告示第 696 号

平成 27 年 10 月 19 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11645	居宅介護支援事業所 ふりーだむ 熊本市西区田崎一丁目 5-1 46	株式会社FREEDOM 熊本県宇城市三角町戸馳 1540-1 代表取締役 北内 浩隆	平成 27 年 10 月 20 日	居宅介護支援

告示第 697 号

平成 27 年 10 月 20 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
10 月 1 日	はり札等	8	薄場・小峯・戸島	10 月 2 日	
10 月 2 日	はり札等	2	南高江・水前寺	10 月 3 日	
	立看板等	3	九品寺・御領・水前寺		
10 月 5 日	立看板等	1	桜木	10 月 6 日	
10 月 8 日	立看板等	3	沼山津	10 月 9 日	
10 月 13 日	はり札等	1	中島町	10 月 14 日	
	立看板等	2	中原町		
10 月 15 日	はり札等	1	山ノ内	10 月 16 日	
10 月 16 日	はり札等	3	船場町・八反田・小山	10 月 17 日	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3-1）					

告示第 699 号

平成 27 年 10 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

- 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3・5・8 8 号パイン通り線外 1 線
- 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市南区城南町宮地
- 縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策課

告示第 700 号

平成 27 年 10 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 近見 3 丁目地区地区計画
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
熊本市南区近見 3 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告示第 701 号

平成 27 年 10 月 23 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条及び第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動及び保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項
別表のとおり（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 27 年 10 月 23 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 145 台

告示第 702 号

平成 27 年 10 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 11 号の規定に基づき、熊本市開発許可の基準等に関する条例（平成 13 年条例第 53 号）第 5 条第 1 項の規定による条例で指定する区域を変更したので、同条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定により告示し、関係図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

1. 変更する区域

区域の名称	区域の範囲
中央区	出水 7 丁目の一部、出水 8 丁目の一部、
北区	改寄町の一部、池田 3 丁目の一部、和泉町の一部、植木町鑑田の一部、植木町有泉の一部、植木町石川の一部、植木町伊知坊の一部、植木町今藤の一部、植木町岩野の一部、植木町上古閑の一部、植木町後古閑の一部、植木町内の一部、植木町大井の一部、植木町荻迫の一部、植木町小野の一部、植木町亀甲の一部、植木町木留の一部、植木町清水の一部、植木町鞍掛の一部、植木町古閑の一部、植木町色出の一部、植木町正清の一部、植

	木町鈴麦の一部、植木町大和の一部、植木町田底の一部、植木町滴水の一部、植木町轟の一部、植木町富応の一部、植木町豊岡の一部、植木町豊田の一部、植木町投刀塚の一部、植木町一木の一部、植木町平井の一部、植木町平野の一部、植木町平原の一部、植木町広住の一部、植木町舟島の一部、植木町辺田野の一部、植木町味取の一部、植木町宮原の一部、植木町舞尾の一部、植木町山本の一部、植木町米塚の一部、大鳥居町の一部、梶尾町の一部、鹿子木町の一部、釜尾町の一部、北迫町の一部、楠野町の一部、小糸山町の一部、下硯川1丁目の一部、下硯川2丁目の一部、下硯川町の一部、硯川町の一部、太郎迫町の一部、徳王1丁目の一部、徳王2丁目の一部、徳王町の一部、万楽寺町の一部、貢町の一部、明徳町の一部、四方寄町の一部、立福寺町の一部
東区	秋津3丁目の一部、秋津町秋田の一部、石原1丁目の一部、石原2丁目的一部分、石原3目的一部分、石原町の一部、画図町大字重富の一部、画図町大字下無田の一部、画図町大字所島の一部、江津2丁目的一部分、江津4丁目的一部分、小山2丁目的一部分、小山3丁目的一部分、小山4丁目的一部分、小山5丁目的一部分、小山6丁目的一部分、小山7丁目的一部分、小山町的一部分、鹿島瀬町的一部分、上南部4丁目的一部分、上南部町的一部分、神園1丁目的一部分、桜木5丁目的一部分、桜木6丁目的一部分、佐土原2丁目的一部分、佐土原3丁目的一部分、戸島1丁目的一部分、戸島2丁目的一部分、戸島3丁目的一部分、戸島4丁目的一部分、戸島5丁目的一部分、戸島西1丁目的一部分、戸島西2丁目的一部分、戸島西3丁目的一部分、戸島西4丁目的一部分、戸島西5丁目的一部分、戸島西6丁目的一部分、戸島西7丁目的一部分、戸島本町的一部分、戸島町的一部分、中江町的一部分、長嶺南7丁目的一部分、長嶺南8丁目的一部分、花立6丁目的一部分、平山町的一部分、弓削町的一部分、吉原町的一部分
西区	池田4丁目的一部分、池上町的一部分、冲新町的一部分、小島1丁目的一部分、小島2丁目的一部分、小島3丁目的一部分、小島4丁目的一部分、小島5丁目的一部分、小島6丁目的一部分、小島7丁目的一部分、小島上町的一部分、小島下町的一部分、上代4丁目的一部分、上代5丁目的一部分、上代6丁目的一部分、上代7丁目的一部分、上代10丁目的一部分、上高橋2丁目的一部分、上松尾町的一部分、城山大塘1丁目的一部分、城山下代2丁目的一部分、城山下代3丁目的一部分、城山下代4丁目的一部分、城山半田1丁目的一部分、城山半田2丁目的一部分、城山半田4丁目的一部分、新土河原2丁目的一部分、谷尾崎町的一部分、戸坂町的一部分、中島町的一部分、中原町的一部分、中松尾町的一部分、西松尾町的一部分、野中3丁目的一部分、花園6丁目的一部分、花園7丁目的一部分、松尾町近津的一部分、松尾町平山的一部分
南区	会富町的一部分、荒尾1丁目的一部分、荒尾2丁目的一部分、荒尾3丁目的一部分、荒尾町的一部分、今町的一部分、海路口町的一部分、内田町的一部分、奥古閑町的一部分、川口町的一部分、合志3丁目的一部分、合志4丁目的一部分、護藤町的一部分、城南町赤見の一部、城南町阿高の一部、城南町碓の一部、城南町今吉野の一部、城南町隈庄の一部、城南町坂野の一部、城南町沈目的一部分、城南町島田の一部、城南町下宮地的一部分、城南町陳内的一部分、城南町高の一部、城南町千町的一部分、城南町築地的一部分、城南町塚原的一部分、城南町永的一部分、城南町丹生宮の一部、城南町東阿高の一部、城南町藤山的一部分、城南町舞原的一部分、城南町宮地的一部分、城南町六田的一部分、城南町鱒瀬の一部、白藤1丁目的一部分、白藤4丁目的一部分、白藤5丁目的一部分、白石町的一部分、砂原町的一部分、銭塘町的一部分、田井島1丁目的一部分、田井島3丁目的一部分、田辺町大字田井島的一部分、田辺町大字良町的一部分、近見4丁目的一部分、近見5丁目的一部分、近見6丁目的一部分、近見9丁目的一部分、土河原町的一部分、鷹町1丁目的一部分、鷹町2丁目的一部分、富合町榎津的一部分、富合町大町的一部分、富合町清藤的一部分、富合町木原的一部分、富合町小岩瀬的一部分、富合町沙崎的一部分、富合町国町的一部分、富合町菰江的一部分、富合町志々水的一部分、富合町釈迦堂的一部分、富合町新的一部分、富合町杉島的一部分、富合町田尻的一部分、富合町廻江的一部分、富合町南田尻的一部分、中無田町的一部分、並建町的一部分、野口3丁目的一部分、畠口町的一部分、八分字町的一部分、浜口町的一部分、孫代町的一部分、美登里町的一部分、南高江7丁目的一部分、御幸木部1丁目的一部分、御幸木部2丁目的一部分、御幸木部3丁目的一部分、御幸木部町的一部分、御幸西2丁目的一部分、御幸西3丁目的一部分、御幸西無田町的一部分、御幸笹田3丁目的一部分、御幸笹田6丁目的一部分、御幸笹田8丁目的一部分、御幸笹田町的一部分、無田口町的一部分、元三町1丁目的一部分、元三町2丁目的一部分、元三町3丁目的一部分、元三町4丁目的一部分、元三町5丁目的一部分、八幡1丁目的一部分、八幡9丁目的一部分、良町4丁目的一部分、良町5丁目的一部分

2. 解除する区域

区域の名称	区域の範囲
北区	改寄町の一部、植木町岩野の一部、植木町小野の一部、植木町亀甲の一部、植木町鞍掛の一部、植木町古閑の一部、植木町滴水の一部、植木町轟の一部、植木町一木の一部、植木町広住の一部、下硯川町の一部、太郎迫町の一部
東区	戸島西 4 丁目の一部
西区	池上町の一部、沖新町の一部、中島町の一部、中原町の一部
南区	海路口町の一部、奥古閑町の一部、川口町の一部、銭塘町の一部、富合町上杉の一部、富合町榎津の一部、富合町苅崎の一部、富合町田尻の一部、城南町坂野の一部、城南町築地の一部、城南町藤山の一部、城南町鱒瀬の一部

3. 変更及び解除を行った期日 平成 27 年 10 月 23 日

4. 関係図書を公衆の縦覧に供する場所 都市政策課（市庁舎 1 1 階）

告 示 第 7 0 4 号

平成 27 年 10 月 26 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条及び第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 27 年 9 月 28 日	銀座通りエリア、上通りエリア
イ	平成 27 年 9 月 29 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア、並木坂エリア
ウ	平成 27 年 10 月 1 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア
エ	平成 27 年 10 月 2 日	銀座通りエリア、手取エリア、水道町エリア、中央区本荘六丁目本荘駐輪場、並木坂エリア、北区黒髪五丁目 2
オ	平成 27 年 10 月 5 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア
カ	平成 27 年 10 月 6 日	水道町エリア、西区野中三丁目 1
キ	平成 27 年 10 月 7 日	水道町エリア、東区下江津二丁目 10、東区秋津三丁目秋津出張所
ク	平成 27 年 10 月 8 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区草葉町 1、東区新生一丁目 14
ケ	平成 27 年 10 月 9 日	西区春日三丁目熊本駅前
コ	平成 27 年 10 月 13 日	銀座通りエリア、手取エリア、水道町エリア
サ	平成 27 年 10 月 14 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、中央区上通町 10
シ	平成 27 年 10 月 15 日	健軍ピアクレス、中央区萩原町 9、武蔵塚駅周辺
ス	平成 27 年 10 月 16 日	中央区下通一丁目 12-7
セ	平成 27 年 10 月 19 日	手取エリア、新市街エリア、中央区帯山六丁目 1、並木坂エリア
ソ	平成 27 年 10 月 20 日	中央区手取本町 1-1 市庁舎東
タ	平成 27 年 10 月 21 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア
チ	平成 27 年 10 月 22 日	北区植木町岩野熊本市北区役所

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 28 年 1 月 26 日まで

2 移動・保管台数

自転車 136 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 7 0 6 号

平成 27 年 10 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称

西里校区第 1 2 町内（庄）自治会

2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の融和・連絡・環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の形成発展に資する地域的な共同活動を行う事を目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 会員の健康・福利厚生に関すること。
- (3) 地域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (4) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、熊本市北区硯川町 1185 番地から同所 1515 番地

（各地番の支号を含む。ただし、熊本市北区硯川町 1215 番地から 1224 番地及び同所 1227 番地、同所 1228 番地 2 を除く。）とする。

4 主たる事務所

熊本市北区硯川町 1337 番地

5 代表者の氏名

松本 憲三

6 代表者の住所

熊本市北区硯川町 1408 番地

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

8 代理人の有無

無

9 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

10 認可年月日

平成 27 年 10 月 26 日

告示 第 708 号

平成 27 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
銀座通りハウス 熊本市中央区中央街 5-3 社会福祉法人 寿量会 理事長 米満 淑恵	小規模多機能型居宅介護・介護 予防小規模多機能型居宅介護	平成 27 年 9 月 25 日
保険調剤薬局アシスト佐土原店 熊本市東区佐土原 1-16-35-1F リヴウェル株式会社 代表取締役 村田 敏子	居宅療養管理指導・介護予防居 宅療養管理指導	平成 26 年 11 月 1 日
鶴翔苑 訪問リハビリテーション 熊本市東区保田窪本町 10-112 医療法人社団 鶴友会 理事長 鶴田 克家	訪問リハビリテーション・介護 予防訪問リハビリテーション	平成 27 年 10 月 1 日
マーメイドドリームス 熊本市北区鶴羽田 2-10-21 一般社団法人 マーメイドドリームス 代表理事 榎本 まち子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 10 月 1 日
訪問介護ステーション 博寿園 熊本市東区三郎二丁目 2 番 131 号 株式会社 ケアベース 代表取締役 濱田 文子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 10 月 1 日
くるみヘルパーステーション 熊本市東区渡鹿八丁目 1-69 くるみ福祉会 株式会社 代表取締役 薙野 英児	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 10 月 1 日
室原訪問介護事業所 熊本市中央区国府一丁目 11 番 9 号 医療法人 室原会 理事長 室原 良治	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 10 月 1 日
くるみケアプランセンター 熊本市東区渡鹿八丁目 1-69 くるみ福祉会 株式会社 代表取締役 薙野 英児	居宅介護支援	平成 27 年 10 月 1 日
デイサービスそら 熊本市東区榎町 15-191 株式会社 九州介護サービス 代表取締役 堀江 滋	通所介護・介護予防通所介護	平成 27 年 10 月 1 日
デイケア 如庵 熊本市西区田崎町 380 番 医療法人 インジェックス 理事長 城本 和明	通所リハビリテーション・居宅 療養管理指導・介護予防居宅療 養管理指導	平成 27 年 5 月 1 日

告 示 第 7 0 9 号

平成 27 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
西日本病院 熊本市東区八反田三丁目 20 番 1 号 医療法人財団 聖十字会 理事長 桑野 信彦	平成 27 年 5 月 30 日	その他変更
訪問看護ステーション 聖嶺 熊本市東区八反田三丁目 20 番 1 号 医療法人財団 聖十字会 理事長 桑野 信彦	平成 27 年 5 月 30 日	その他変更
ヘルパーステーション ひかり野 熊本県合志市須屋 6 2 2-1 株式会社 オフィスひかり野 光岡 由紀子	平成 24 年 1 2 月 1 日	所在地変更
QCC熊本 熊本市東区长嶺南三丁目 2 番 8 6 号 株式会社 クオリティコントロールセンター 代表取締役 村上 龍弘	平成 27 年 10 月 1 日	その他変更

告 示 第 7 1 0 号

平成 27 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
けあらーず薬園指定通所介護事業所 熊本市中央区薬園町 1 2 番 5 号 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成 27 年 10 月 31 日
こじま歯科医院 熊本市北区武蔵ヶ丘 5-13-15 こじま歯科医院 小島 博文	平成 14 年 10 月 31 日

告 示 第 7 1 1 号

平成 27 年 10 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
けあらーず薬園指定訪問介護事業所 熊本市中央区薬園町 1 2 番 5 号 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成 27 年 10 月 31 日

告 示 第 7 1 2 号

平成 27 年 10 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1637	うみかぜケアステーション 熊本市南区銭塘町1342	合同会社健康の友社 熊本市南区銭塘町1342 代表社員 白石 純	平成 27 年 11 月 2 日	居宅介護支援

告 示 第 7 1 3 号

平成 27 年 10 月 30 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
3 名
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告 示 第 7 1 4 号

平成 27 年 10 月 30 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	永知医院	熊本市西区春日一丁目 3-8	平成 27 年 11 月 1 日 ～ 平成 33 年 10 月 31 日
2	さんさん薬局	熊本市南区城南町さんさん一丁目 6-8	平成 27 年 11 月 1 日 ～ 平成 33 年 10 月 31 日
3	あうん堂薬局	熊本市東区東本町 1-1 田上ビル 1 階	平成 27 年 11 月 1 日 ～ 平成 33 年 10 月 31 日
4	江津しょうぶ苑訪問 看護ステーション	熊本市東区画図町所島 1 0 3 9	平成 27 年 11 月 1 日 ～ 平成 33 年 10 月 31 日

告 示 第 7 1 5 号

平成 27 年 10 月 30 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができな

いので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

(1) 市県民税（普通徴収）

173 件

(2) 固定資産税

1 件

(3) 軽自動車税

6 件

(4) 市県民税（特別徴収）

6 件

(5) 法人市民税

2 件

告 示 第 7 1 7 号

平成 27 年 10 月 30 日

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 1 号）の規定に基づき、平成 26 年度人事行政の運営等の状況について公表する。

熊本市長 大西一史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職者数（平成 26 年度）

職種	採用者数	退職者数
事務	38	81
社会福祉職	2	
保育士	8	4
土木	25	25
建築	2	7
機械	3	10
電気	7	15
化学	1	8
農業	1	
水産		1
造園		1
園芸		1
医師	26	25
獣医師		1
薬剤師		1
栄養士		1
診療放射線技師		2
臨床検査技師		1

臨床工学技士	1	
保健師	2	3
助産師	2	
看護師	37	12
准看護師		2
電話交換手		1
公用車運転手		2
作業車運転手		12
給食調理作業員		10
用務員		3
業務		9
監督		2
電車運転士		5
幼稚園教諭	3	4
高等学校教諭	7	6
専修学校教員	1	1
指導主事	21	24
社会教育主事	4	6
学芸員	1	2
文化財専門職	4	2
消防職	66	13
事務（特定任期付）		2
計	262	305

(2) 部門別職員数

		職員数(人)		増減数(人)	主な増減理由
		平25	平26		
福祉関係を除く 一般行政	議会	24	25	1	調査法制係の新設
	総務	860	847	▲13	総務課・職員厚生課の統合等
	税務	220	221	1	債権管理の強化
	労働	3	3	0	
	農水	173	172	▲1	西区役所農業振興課人員削減
	商工	188	180	▲8	豊かな海づくり大会終了等
	土木	668	654	14	富合・植木・城南地域整備室人員削減等
	小計	2,136	2,102	▲34	
福祉関係	民生	780	781	1	中央児童発達支援ルームの新設等
	衛生	687	676	▲11	食肉衛生検査所業務縮減等
	小計	1,467	1,457	▲10	
一般行政計		3,603	3,559	▲44	
特別行政	教育	649	654	5	熊本城調査研究センターの新設等
	警察				
	消防	671	729	58	1区1消防署体制への段階的な移行に伴う増員
	小計	1,320	1,383	63	

公 営 企 業 等	病院	7 2 1	7 2 7	6	医療体制充実のための医師増
	水道	2 7 1	2 5 1	▲ 2 0	退職者不補充等
	交通	1 6 7	1 4 5	▲ 2 2	市営バスの路線移譲
	下水道	1 7 5	1 7 9	4	料金課体制強化等
	その他	1 8 4	1 7 6	8	一般会計へ移行
	小計	1, 5 1 8	1, 4 7 8	▲ 4 0	
総合計		6, 4 4 1	6, 4 2 0	▲ 2 1	

※各年度4月1日現在の職員数です。

※職員数には教育長を含み、臨時職員及び非常勤職員は除きます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成26年度末)	歳 出 総 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H26年度	733,516	297,382,812	3,007,255	48,486,615	16.3	15.6

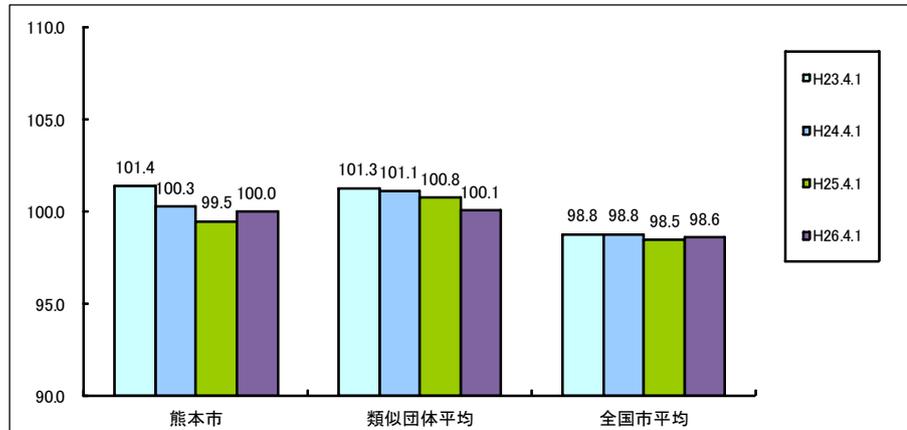
(注) 人口は平成27年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	4,759	20,622,162	4,746,817	7,539,396	32,908,375	6,915

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
H26年度	円 359,560	円 358,016	1,544円 (0.43%)	% 0.43	% 0.43	% 0.27

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
H26年度	月 4.11	月 3.95	月 0.16	月 0.15	月 4.10	月 4.10

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

給与制度の総合的見直しに係る本市人事委員会勧告がなかったこと、同勧告により地域民間給与との均衡は図れていること及び他の地方公共団体の動向等を踏まえたことによるもの。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合)

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給割合 (H30. 4. 1)	平成27年度 の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

管理職手当の3%減額を実施。

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	42.5 歳	330,600 円	419,183 円	356,726 円
熊本県	43.5 歳	341,500 円	412,889 円	368,501 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	328,318 円	438,615 円	386,312 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本市	49.3 歳	610 人	357,200 円	409,177 円	374,775 円
清掃職員	48.4 歳	181 人	352,000 円	433,256 円	376,542 円
学校給食員	49.6 歳	154 人	355,700 円	370,528 円	365,368 円
用務員	50.8 歳	85 人	364,400 円	388,832 円	383,204 円
自動車運転手	51.9 歳	43 人	375,500 円	417,302 円	397,856 円
電話交換手	51.3 歳	4 人	376,800 円	406,700 円	390,425 円
守衛	45.8 歳	12 人	331,500 円	461,900 円	348,600 円
その他	49.1 歳	131 人	357,200 円	426,980 円	372,216 円
熊本県	50.4 歳	322 人	335,992 円	373,761 円	352,764 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	- 円	326,611 円
類似団体	47.8 歳	1,337 人	318,044 円	400,295 円	371,159 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
清掃職員	廃棄物処理業従業者	44.7 歳	288,100 円	1.50
学校給食員	調理士	47.0 歳	200,200 円	1.85
用務員	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.95
自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	51.2 歳	193,900 円	2.15
電話交換手	電話交換手	41.2 歳	211,600 円	1.92
守衛	守衛	60.7 歳	205,000 円	2.25
その他	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊本市	-	-	-
清掃職員	6,712,772 円	3,939,100 円	1.7
学校給食員	5,967,836 円	2,649,500 円	2.3
用務員	6,245,984 円	2,747,000 円	2.3
自動車運転手	6,661,924 円	2,488,700 円	2.7
電話交換手	6,518,300 円	- 円	-
守衛	6,928,200 円	2,649,100 円	2.6
その他	6,656,160 円	- 円	-

- ※ 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。(平成23～25年の3カ年平均)
- ※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(C)と(D)とはデータの基礎が異なります。
- ※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したも公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(高等(特殊・専修・各種)学校教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	48.1 歳	400,600 円	440,240 円
熊本県	42.7 歳	374,923 円	421,445 円
類似団体	46.5 歳	395,091 円	481,751 円

④教育職(小・中学校(幼稚園)教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	45.8 歳	385,800 円	411,100 円
熊本県	46.0 歳	390,979 円	428,925 円
類似団体	39.0 歳	320,486 円	374,656 円

⑤教育職(その他の教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	48.9 歳	415,600 円	527,064 円
熊本県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(8) 職員の初任給の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		熊 本 市	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	146,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	130,500 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	196,200 円	192,800 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	191,600 円	— 円	— 円
	高 校 卒	155,700 円	— 円	— 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

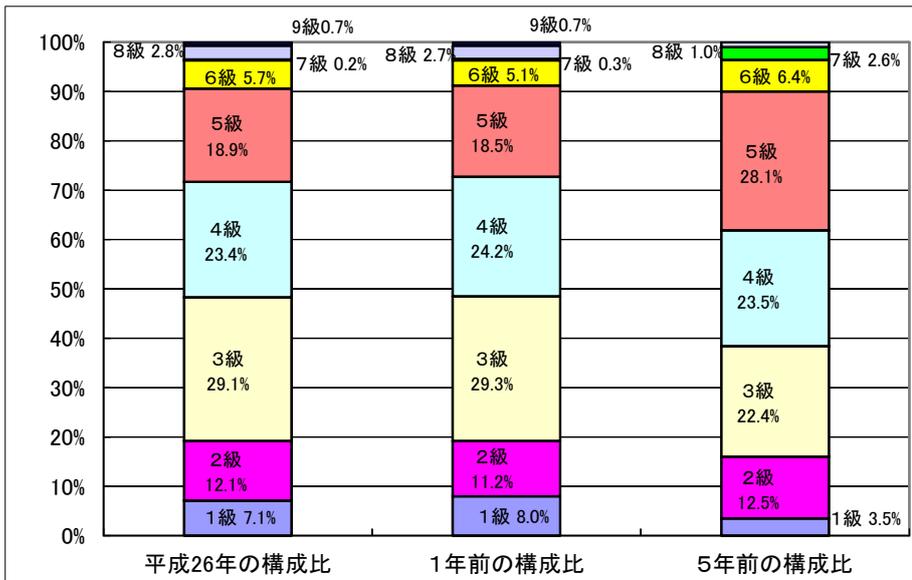
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,737 円	359,589 円	383,358 円	416,177 円
	高 校 卒	205,824 円	304,074 円	347,398 円	387,218 円
技能労務職	高 校 卒	210,260 円	295,600 円	330,765 円	369,085 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	349,178 円
教 育 職	大 学 卒	338,379 円	395,556 円	413,077 円	441,594 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	280,750 円	350,275 円	383,281 円	416,887 円
	高 校 卒	220,531 円	329,777 円	355,567 円	395,480 円

(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務	204 人	7.1 %	135,600 円	243,700 円
2 級	相当の知識・技術又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務	349 人	12.1 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務	837 人	29.1 %	222,900 円	354,700 円
4 級	主査の職務及びこれに相当する職務	675 人	23.4 %	261,900 円	388,300 円
5 級	主幹の職務及びこれに相当する職務	544 人	18.9 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	163 人	5.7 %	320,600 円	422,600 円
7 級	高度の知識・技術又は経験を必要とする課長の職務及びこれに相当する職務	7 人	0.2 %	366,200 円	456,200 円
8 級	次長の職務及びこれに相当する職務	80 人	2.8 %	413,000 円	478,200 円
9 級	局長の職務及びこれに相当する職務	21 人	0.7 %	464,600 円	537,700 円

- (注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(11) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日（毎年1月1日）前の判定期間における勤務成績の結果を昇給区分に反映する

(12) 期末手当・勤勉手当

熊 本 市	国
1人当たり平均支給額(H26年度) 1,494 千円	—
(H26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.7)月分	(H26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日前における判定期間での勤務成績不良職員については70/100～90/100の成績率を適用し、減額する。

(13) 退職手当(平成26年4月1日現在)

熊 本 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	4,877 千円	24,330 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、H26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(14) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(H26年度決算)		23,826 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H26年度決算)		781,181 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 人	18 %
医師(歯科医師含む)	15 %	11 人	15 %
大阪市	15 %	1 人	15 %
堺市	10 %	1 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)			100.0 (100.0) %

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。

(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(15) 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (H26年度決算)		172,201 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(H26年度決算)		108,544 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H26年度)		28.8 %		
手当の種類(手当数)		15種(36手当)		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (H26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照射する作業に直接従事したとき。	199,065円	日額 230円
感染症作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項若しくは第3項に定める感染症又は人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させる作業に直接従事したとき。	1,500円	日額 250円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身元確認作業若しくは火葬等の立会作業又は行旅病人の収容作業、身元確認作業等に直接従事したとき。	660円	1回につき 660円
	職員	人事委員会による病害虫防除作業に直接従事したとき。	8,900円	日額 200円
	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に定める家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	0円	日額 380円 (著しく危険と人事委員会が認める場合は760円)
	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	2,886,500円	日額 500円
	精神保健指定医である職員又は精神保健福祉室に勤務する職員	精神保健指定医である職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき診察したとき、又は精神保健福祉室に勤務する職員が同法に基づき精神保健指定医の診察への立会い業務若しくは移送業務に直接従事したとき。	22,910円	日額 290円
	区役所保健子ども課、城南総合出張所保健福祉課又はこの健康センター若しくは保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾患を有する者等の訪問指導に直接従事したとき。	19,665円	日額 230円
	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等工事等の検査、調査、指導若しくは監督等の業務又は構造物等の点検若しくは補修作業に直接従事したとき。	2,700円	日額 200円
	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある状況下において屋外での災害応急作業、巡回監視又は災害状況調査等に直接従事したとき。	101,750円	日額 500円 (夜間 750円)

	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に直接従事したとき。	412,600円	日額 400円
	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	1,957,800円	日額 300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	783,200円	日額 800円
	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事したとき。	400円	日額 400円
清掃等作業手当	環境工場、扇田環境センター又は秋津浄化センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。	10,058,100円	日額 780円
	クリーンセンター又は北区役所まちづくり推進課に勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	25,316,800円	日額 800円
	土木センターに勤務する職員	下水道、用水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	334,800円	日額 600円
	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	191,940円	日額 280円
特殊清掃作業手当	環境工場及び秋津浄化センターに勤務する職員	環境工場に勤務する職員がごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業若しくはクリーン上の点検作業に直接従事したとき、又は秋津浄化センターに勤務する職員が投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき。	135,250円	日額 250円
食肉センター業務手当	職員	汚物処理作業(焼却作業を含む。)又はと畜検査業務に直接従事したとき。	1,003,600円	日額 800円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に直接従事したとき。	7,575,750円	日額500円
	保育園に勤務する保育士	保育業務に直接従事したとき。	5,790,600円	日額150円
	児童相談所又は障がい者福祉相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	6,093,200円	日額800円
	こころの健康センターに勤務する職員	福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	118,300円	日額650円

市税等事務従事手当	税制課、課税管理課、納税課又は各税務課に勤務する職員 国保年金課に勤務する職員	税制課、課税管理課、納税課又は各税務課に勤務する職員が市税の賦課、調査、徴収又は差押の事務等に直接従事したとき。国保年金課に勤務する職員が保険料の徴収事務に直接従事したとき。	12,713,795円	納税課又は国保年金課に勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分に従事する職員 住宅課、城南地域整備室及び植木地域整備室に勤務し、市営住宅使用料の滞納処分に従事する職員 保育幼稚園課に勤務し、保育料の滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため出勤したとき。	180,930円	日額 370円
消防手当	消防職員(機関員又は消防艇の操船員を除く)	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出勤したとき又は消防艇の避難若しくは海面警戒のために出勤したとき。	28,680,060円	1回につき 330円 (深夜においては410円)
	機関員又は消防艇の操船員	火災現場、災害現場若しくは救急現場に出勤したとき又は消防艇の避難若しくは海面警戒のために出勤したとき。	17,276,330円	1回につき 410円 (深夜においては510円)
	消防職員	救助工作車、はしご車、救助資機材又は消防艇により救助作業又は訓練作業に直接従事したとき。	22,653,840円	1当務につき330円
	消防職員	特殊危険物質(サリン(メチルホスホフルオライドイソプロピルをいう。))及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	0円	日額2,600円
	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	0円	日額4,000円
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員。 食肉センター、動物愛護センター、食肉衛生検査所又は動植物園に勤務する獣医師。 消防局に勤務し救急救命に関する業務に従事する救急救命士	-	21,713,323円	月額84,000円以下
教員特殊業務手当	教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級の職員	特定の業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき。	4,318,600円	日額6,400円以内
教育業務連絡指導手当	市立高等学校の教諭又は養護教諭	職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務に従事したとき。	707,600円	日額200円
学力検査手当	市立高等学校、市立総合ビジネス専門学校に勤務する職員	入学学力検査問題の作成等を行ったとき。	712,500円	1時間につき300円

特別支援教育担当手当	市立幼稚園のこぼの教室において、特別支援教育を担当する教諭、助教諭又は講師	-	936,000円	月額7,800円
------------	---------------------------------------	---	----------	----------

(16) 時間外勤務手当

支給実績 (H26年度決算)	2,332,583 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H26年度決算)	424 千円
支給実績 (H25年度決算)	2,379,553 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)	435 千円

(17) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H26年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○その他の扶養家族 6,500円 ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	-	694,579 千円	246,079 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同	-	404,517 千円	306,646 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円～23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	430,660 千円	91,155 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて46,900円～105,400円を支給	異	役職により俸給月額25/100以内を支給(国の制度)	319,118 千円	794,814 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で支給	同	-	400,852 千円	399,122 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額307,000円以内を支給	同	-	22,688 千円	2,160,797 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	-	6,191 千円	700,868 円
へき地手当	○指定するへき地学校等に勤務する職員 職員の給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4以内			0 千円	0 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支給	異	俸給及び扶養手当の月額合計額の25/100以内を支給(国の制度)	393 千円	49,147 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,400円 ○医師の宿日直 20,000円	異	○一般 4,200円 ○医師 20,000円	2,845 千円	249,180 円

管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により12,000円以下	6,343 千円	138,645 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同	—	46,468 千円	73,486 円
義務教育等教員特別手当	市立小学校及び市立中学校に勤務する職員、市立高等学校、市立幼稚園及び市立総合ビジネス専門学校に勤務する職員で校長及び教員との権衡上必要と認められる範囲内において月額8,000円以内を支給	同	—	8,109 千円	63,721 円

(18) 特別職の報酬等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,132,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(- 円)	1,428,000 円 /	500,000 円
副 市 長	副 市 長	883,000 円		
		(- 円)	1,148,000 円 /	810,000 円
報 酬	議 長	814,000 円	1,179,000 円 / 500,000 円	
	副 議 長	(- 円)		
	副 議 長	741,000 円	1,061,000 円 / 500,000 円	
	議 員	(- 円)		
期 末 手 当	市 長	(H26年度支給割合)		
	副 市 長	3.10 月分		
議 員	議 長	(H26年度支給割合)		
	副 議 長	3.10 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		1,132,000円×在職月数×0.61	3,314 万円	任期ごと
備 考	副 市 長	883,000円×在職月数×0.35	1,483 万円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (H26.4.1現在)

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30~17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日

(2) 休暇の設置状況

事由	期間	
年次有給休暇	20日以内	
病気休暇	90日以内	
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊婦障害休暇	14日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目)に当たる日から出産の日まで 出産の日の翌日から8週間

育児時間	子が2歳になるまで、1日に2回以内・各45分
配偶者分娩休暇	3日以内
子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内（対象となる子が複数いる場合は10日）
忌引休暇	続柄に応じて1日から7日以内
夏期休暇	5日以内
永年勤続表彰休暇	30年－4日以内 20年－2日以内
男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週間前から出産後8週の間、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育する場合、5日以内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（H26年度実績）

(1) 懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

※ただし、臨時職員に懲戒免職1件あり。

(2) 分限処分の状況（H26年度実績）

	降任	免職	休職	降給	計
人 数	0	0	70	0	70

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

5 職員のサービスの状況（H26年度実績）

休業等の取得状況

休業等区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	1	91	92
育児部分休業	0	58	58
育児短時間勤務	0	11	11
自己啓発等休業	0	1	1

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

研修区分		延べ人員	
		26年度	
1 特別研修		6,270人	
	人事評価研修(人事課主催)	4,670人	
	政策形成実践研修	15人	
	職員セミナー	344人	
	公務員倫理研修	1,241人	
2 基本研修		1,280人	
	新規採用職員研修	237人	
	採用3年目職員研修	250人	
	採用5年目職員研修	106人	
	採用7年目職員研修	103人	
	採用11年目職員研修	108人	
	業務職員研修	人	
	職種変更職員研修	38人	
	新任作業長・主任研修	11人	
	主査級昇任者研修	163人	
		人	
	主幹級昇任者研修	131人	
		人	
	課長級試験合格者研修	42人	
	課長級昇任者研修	50人	
	課長ブラッシュアップ研修	41人	
		人	
	人		
3 実務研修		182人	
		182人	
	ジャンプアップ研修	段取り力強化講座	30人
		ロジカル問題解決講座	29人
		文書作成講座	26人
			人
			人
		説明力強化講座	30人
		人	
		人	
行政法研修	20人		
民法研修	47人		
4 内部講師養成研修		43人	
	接遇リーダー養成講座	14人	
	接遇リーダーブラッシュアップ研修	29人	
5 派遣研修		99人	
	事例調査派遣研修(国内)	8人	
	自治大学校	3人	
	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会	3人	
	国際文化アカデミー	15人	
	市町村アカデミー	20人	
	熊本県市町村職員研修協議会	50人	
6 職場研修		21,549人	
	職場研修推進支援	351人	
	職場集合研修	196人	
	すまいる向上キャンペーン	9,765人	
	職員倫理意識向上の職場研修	9,842人	
	職場派遣研修	8人	
		1,387人	
	他課主催全庁研修	債権回収実務研修	33人
		条例制定研修	9人
		政策法務研修	256人
		法務研修	322人
		例規担当者研修	129人
		訟務研修	49人
			人
		契約事務研修	50人
人権教育研修		539人	

7 自主研修		131人	
		131人	
	資格取得・自己啓発支援	自主学習グループ活動支援	26人
		資格取得支援	13人
		大学公開講座受講支援	10人
		eラーニング（市町村アカデミー）	13人
		eラーニング（自治大学校）	28人
eラーニング（JMAM）	41人		
合計（延べ人数）		29,554人	

(2) 勤務成績の評定の状況

本市における職員の勤務成績の評定については、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職場の上司が部下の勤務成績や能力等の評価を行う人事評価制度を実施しています。

この制度は毎年10月1日を基準として、次長級以下の全職員に対し、業績、情意、能力の評価を行い、人事異動や昇任の際の参考とするものです。

また、自己申告書制度、庁内公募、上司のリーダーシップに関する評価、自己評価を併せて実施しており、より精度の高い評価制度を構築するため毎年見直しを行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況**平成26年度職員厚生会事業（実績）**

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	6,875名
公費負担額	40,456,374円
会員負担・その他収入額	181,113,485円
事業主：職員の負担割合	1.5/1,000 : 4.0/1,000

(事業の概要)

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等（12種類）
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	※人間ドック補助、※各種スポーツ大会 等
カフェブラン事業	（単独事業）宿泊施設利用 等、 （補助事業）※書籍購入 等
収益事業	任意共済保険・災害共済会事務、生命保険・損害保険の団体取扱事務

（備考）※の事業について公費を充当（半額又は全額）

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

(1) 主な行政的権限

- ① 人事行政に関する調査、研究、企画立案等
- ② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
- ③ 競争試験又は選考の実施
- ④ 労働基準監督機関としての職権行使
- ⑤ 職員の苦情の処理

(2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

(3) 準司法的権限

- ① 勤務条件に関する措置要求の審査
- ② 不利益処分についての不服申立ての審査

2 業務の状況

(1) 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、本市職員及び民間企業従業員の給与等について調査研究等を行い、平成26年10月7日に、市議会及び市長に対して給与に関する報告を行いました。その概要は、次のとおりです。

(報告の内容)

① 給与の改定について

- 月例給については、民間給与が職員給与を1,544円(0.43%)上回った。較差の解消を行うため、人事院勧告を踏まえ、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら、給料表の改定を行うことが必要
- 特別給(期末・勤勉手当)については、民間の特別給の年間支給割合が職員の年間支給月数より0.16月分上回った。人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げることが必要
- 医療職員給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)の初任給調整手当については、人事院勧告を考慮のうえ、改定することが必要

② 給与制度の総合的見直しについて

- 本市においては、今後とも適正な給与水準を確保し、職員の能力・勤務実績を適切に評価し、その結果を給与等に反映させるため、国の制度改正内容、「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」で示された「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性」の内容及び他の地方公共団体の今後の動向を注視しつつ、検討を行っていくことが必要

③ 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与について

- 本市においては、今後、再任用制度の活用状況等を検証したうえで、国や他の地方公共団体の動向も十分留意しながら、再任用職員の人事配置、給与の在り方等について検討を行っていくことが必要

④ 人事管理について

- 職員の採用については、「市民志向」、「改革志向」及び「自立志向」の三つの目指すべき職員像を基準として、より優秀かつ多様な人材を確保するため、資格要件や試験手法等試験制度の在り方について、今後も調査研究を推進。職員の登用については、課長級昇任試験、主査級昇任試験(今年度から年齢区分を設けて実施)及び消防吏員昇任試験を実施しているが、今後も透明性・公平性・納得性の高い制度の確立が必要。女性職員の登用については、一定の成果が見受けられるが、今後、女性職員がよりキャリアアップしていくことのできるような環境づくりに取り組んでいくことが必要
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進について、次世代育成支援対策推進法の延長に伴う新たな特定事業主行動計画を作成するに当たっては、これまでの次世代育成支援対策に関する取組の評価、検証等を十分行うことが必要。また、職員に対する一層の周知を図るとともに、育児や介護等の制度を利用しやすい職場環境を整備することが必要
- 時間外勤務の縮減について、過度の時間外勤務が職員の健康に及ぼす影響を考慮し、業務の効率化並びに適正な勤務時間管理及び人員配置を行うなど、組織全体として時間外勤務の縮減に取り組むことを要請
- ハラスメント防止対策について、研修等の充実により組織内での認識を共有するとともに、活発なコミュニケーションを図ることで、職員の相互理解を深め、ハラスメントのない風通しのよい職場環境を築くことが重要
- メンタルヘルス(心の健康)対策について、「熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づくメンタルヘルス対策に取り組むとともに、実施状況の評価と改善を図りながら、さらに職員の心の健康の保持増進に努めていくことが必要

(勧告の内容)

① 給料表

現行の給料表について、国の俸給表の改定状況等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

② 期末手当及び勤勉手当

民間事業所における支給状況及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

③ 初任給調整手当

人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

④ 改定の実施時期

この勧告による改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、実施すること。

(2) 採用の状況

①採用試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B	
		人	人	人	人	人	倍	
上級職	事務職	719	548	116	108	56	9.8	
	社会福祉職	34	32	9	9	3	10.7	
	技術職	土木	60	42	30	27	15	2.8
		建築	28	16	8	8	3	5.3
		機械	24	21	10	9	5	4.2
		電気	58	43	22	20	11	3.9
化学	29	20	6	4	2	10.0		
免許資格職 (上級職)	保健師	28	23	8	8	3	7.7	
免許資格職 (中級職)	保育士	50	47	24	21	12	3.9	
初級職	事務職	138	115	17	16	8	14.4	
	学校事務 (県費負担)	19	16	6	6	2	8.0	
	技術職(土木)	8	5	3	3	2	2.5	
消防職	上級消防職	253	225	50	47	25	9.0	
	初級消防職	473	419	51	45	25	16.8	
	初級消防職 (救急救命士)	40	35	8	8	3	11.7	
合計		1,961	1,607	368	339	175	9.2	

②採用選考試験

試験区分	職種	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	第二次 試験 合格者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
上級職	文化財専門職	39	35	10	9	-	5	7.0
免許資格職 (上級職)	薬剤師	8	5	5	4	-	2	2.5
	管理栄養士	29	28	4	4	-	1	28.0
	助産師	5	5	5	5	-	4	1.3
免許資格職 (中級職)	看護師Ⅰ(H26.10以降採用)	41	41	40	37	-	20	2.1
	看護師Ⅱ(H27.4以降採用)	21	21	21	19	-	10	2.1
	診療放射線技師	15	12	4	4	-	1	12.0
	臨床検査技師	26	24	4	3	-	1	24.0
	言語聴覚士	19	17	9	9	-	3	5.7
民間企業等 経験者	事務職	281	238	41	39	20	5	47.6
	技術職(土木)	30	28	28	23	20	5	5.6
	技術職(建築)	9	9	9	9	8	2	4.5
民間企業等 経験者	事務職(情報)	8	7	7	7	-	2	3.5
	事務職(法務)	30	22	8	7	-	2	11.0
身体障がい者	事務職	26	20	-	-	-	3	6.7
	学校事務職(県費負担)	1	1	-	-	-	1	1.0
合計		588	513	195	179	48	67	7.7

③採用選考(承認)

区分	任命権者	市長	病院事業 管理者	教育委員会	消防長	計
	職	人	人	人	人	人
一般職 (医師を除く。)	局長職					0
	次長職					0
	課長職	2				2
	主幹職	1				1
	主査職	1				1
	主任技師	1				1
	主事					0
その他職員	部長		1			1
	医長		3			3
	医師		21			21
	学芸員			2		2
消防職	消防監					0
	消防司令				2	2
	消防司令補				4	4
	消防士長				2	2
	消防副士長				6	6
	消防士				1	1
任期付職員	部長職に準じる職					0
	課長職に準じる職					0
	課長補佐職に準じる職					0
	主事に準じる職					0
計		5	25	2	15	47

(3) 昇任の状況

①課長級・主査級

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
	人	人	人	人	人	倍
課 長 級	172	157	63	63	42	3.7
主査級 (34歳～41歳)	267	255	113	113	75	3.4
主査級 (42歳以上)	147	142	68	68	45	3.2
計	586	554	244	244	162	3.4

②消防吏員昇任試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
	人	人	人	人	人	倍
消 防 司 令	17	17	6	6	3	5.7
消防司令補	67	67	13	13	8	8.4
消 防 士 長	68	68	45	45	30	2.3
計	152	152	64	64	41	3.7

③昇任選考(承認)

任命権者 職	市長	教育長	交通事 業管理 者	上下水 道事業 管理者	消防長	病院事 業管理 者	計
	人	人	人	人	人	人	人
局 長 職	8			1			9
次 長 職	15	1	1	1		1	19
課 長 職	2			1		6	9
主 幹 職	81	6	1	14		7	109
主 査 職	9	4		1		9	23
小 計	115	11	2	18	0	23	169
消 防 正 監							0
消 防 監					2		2
消 防 司 令 長					4		4
消 防 司 令					5		5
小 計	0	0	0	0	11	0	11
計	115	11	2	18	11	23	180

※ 市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

試験区分	申込者数	第一次 受験者数 A	第一次 試験 合格者数	第二次 試験 受験者数	最終 合格者数 B	倍率 A/B
	人	人	人	人	人	倍
事 務 職	36	35	22	22	14	2.5
技 術 職 (土 木)	0	0	0	0	0	-
消 防 職	2	2	2	2	2	1.0
計	38	37	24	24	16	2.3

②転任(承認)

転任前の職種	転任後の職種	人数
学 校 事 務	事 務 職	1
教 諭	指 導 主 事	7
教 諭	事 務 職	5
運 輸 職	業 務 職	29
運 輸 職 (バ ス)	運 輸 職 (電 車)	4
運 輸 職 (バ ス 技 工)	運 輸 職 (電 車 技 工)	2
運 輸 職	事 務 職	1
計		49

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況
件数:なし

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況
件数:2件

公 告

公告第 7 1 0 号

平成 27 年 10 月 16 日

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町舞原字西 3 1 9 番 2
667.41 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公告 第 7 1 3 号

平成 27 年 10 月 16 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成 27 年 8 月 17 日	南区近見 3 丁目 978 番 5、978 番 6、980 番 3、981 番 3	4.00～ 6.00	45.70

公告 第 7 1 4 号

平成 27 年 10 月 16 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第 H27-015 号	平成 27 年 7 月 3 日	中央区坪井 4 丁目 188 番 4	4.00～ 4.01	18.66
第 H27-016 号	平成 27 年 7 月 3 日	東区沼山津 1 丁目 135 番 1	4.02～ 4.13	24.09
第 H27-018 号	平成 27 年 8 月 11 日	東区桜木 1 丁目 16 番 2	4.02	23.71
第 H27-019 号	平成 27 年 8 月 18 日	西区蓮台寺 4 丁目 492 番 1	4.01～ 4.03	61.28
第 H27-020 号	平成 27 年 8 月 17 日	東区秋津 3 丁目 1306 番 14	4.51～ 5.02	32.33
第 H27-021 号	平成 27 年 9 月 7 日	西区花園 6 丁目 459 番 1、459 番 7	4.01～ 4.03	33.70
第 H27-022 号	平成 27 年 9 月 29 日	中央区帯山 1 丁目 2146 番 8	4.01～ 5.13	44.14

公告 第 7 1 6 号

平成 27 年 10 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区沖新町字山下割 1024 番 1
396.06 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 1 7 号

平成 27 年 10 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区新生一丁目 210 番の一部
1,941.33 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区江津一丁目 15 番 6 号
有限会社 アルファリアルエステート
代表取締役 山本 眞由美

公 告 第 7 1 8 号

平成 27 年 10 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区域南町下宮地字向権現 237 番 3、238 番 2
499.81 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 1 9 号

平成 27 年 10 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区平山町 3337 番 11
225.69 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 2 1 号

平成 27 年 10 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中原町字古堂 566 番 2、566 番 3、566 番 4
264.70 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 2 2 号

平成 27 年 10 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山半田三丁目 1 2 3 3 番 1
3 3 3. 29 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 2 4 号

平成 27 年 10 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区清水新地五丁目 1 9 0 0 番 1、1 9 0 0 番 2、1 9 0 1 番 1、1 9 0 2 番 4
1, 2 2 2. 97 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 7 2 7 号

平成 27 年 10 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区佐土原三丁目 3 4 6 0 番 4、3 4 6 2 番、3 4 6 3 番 1、3 4 6 8 番 1 及び市道
1 1, 8 0 0. 0 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号
株式会社 南栄開発
代表取締役 斉藤 忠

公 告 第 7 2 8 号

平成 27 年 10 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区清水新地三丁目 5 5 6 番 1、5 5 7 番 1、5 5 8 番 1、5 5 8 番 3、5 5 9 番 1
2, 4 6 8. 9 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 7 3 3 号

平成 27 年 10 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区清水新地三丁目 831 番 1、831 番 2 の一部、831 番 3 の一部
1, 806. 38 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 3 4 号

平成 27 年 10 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町碓字前田 54 番 5
379. 21 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 3 5 号

平成 27 年 10 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町碓字前田 54 番 2
280. 22 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 3 6 号

平成 27 年 10 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町碓字前田 54 番 3
334. 12 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 3 7 号

平成 27 年 10 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町碓字前田 5 4 番 6
270.93 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

南 区

南 区 告 示 第 7 号

平成 27 年 10 月 20 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 10 月 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 田 畑 公 人

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 9 号

平成 27 年 10 月 21 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 10 月 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

西 区

西 区 告 示 第 8 号

平成 27 年 10 月 26 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 10 月 8 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

東 区

東 区 告 示 第 1 0 号

平成 27 年 10 月 28 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 2

92号) 第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年10月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 中原 裕 治

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示 61号

平成 27 年 10 月 16 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第791号	熊本市北区楠一丁目14番15号 はがねや設備 代表者 坂田 勝彦	平成27年10月7日

上下水道局告示 62号

平成 27 年 10 月 16 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第736号	八代市鏡町貝洲1305番地6 中村設備工業 代表 中村 誠士	平成27年10月1日
第737号	熊本市北区楠一丁目14番15号 はがねや設備 代表者 坂田 勝彦	平成27年10月2日
第738号	山鹿市鹿本町石淵17番地 有限会社サンテック 代表取締役 山崎 慶一	平成27年10月5日

上下水道局告示 63号

平成 27 年 10 月 16 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第13条第1項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第14条第1項第1号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第22条第2号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第2号	熊本市北区楠一丁目14番15号 有限会社はがねや設備 代表取締役 坂田 勝彦	平成27年10月2日

上下水道局告示64号

平成27年10月22日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第792号	宇城市松橋町久具1948番地1 株式会社オカムラ 代表取締役 岡村 健志	平成27年10月9日

上下水道局告示65号

平成27年10月22日

次の者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第2号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第360号	熊本市南区野口一丁目10番30号 有限会社アーバン開発 代表取締役 中山 秀高	平成27年5月31日

上下水道局告示66号

平成27年10月22日

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により熊本市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり告示する。

なお、当該事業計画の変更の案を一般の縦覧に供するので、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに理由を付した書面をもって意見を申し出ることができる。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

- 1 工事の完成の予定年月日
平成31年3月31日
- 2 事業計画の変更の内容
 - (1) 追加する予定排水区域
熊本市西区上代十丁目の一部
 - (2) 処理施設
東部浄化センターの処理方法の変更
- 2 縦覧場所及び意見の提出先
熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市上下水道局計画調整課
- 3 縦覧期間
平成27年10月22日から平成27年11月4日まで

上下水道局告示67号

平成27年10月27日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第13条第2項第2号及び第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定によ

り次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第585号	宇城市小川町南新田303番地2 株式会社砂川建設 代表取締役 川上 泰明	平成27年10月9日
		代表者の異動
第176号	熊本市西区蓮台寺五丁目4番15号 東洋工業株式会社 代表取締役 本田 裕一朗	平成27年10月14日
		代表者の異動
第151号	熊本市北区徳王一丁目1番46号 昇建設株式会社 代表取締役 西村 保彦	平成27年10月14日
		営業所の移転

上下水道局告示68号

平成27年10月27日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第739号	熊本市中央区新町三丁目5番13号 春組株式会社 代表取締役 辻 みちよ	平成27年10月20日

教 育 委 員 会

教 委 規 則 第 8 号

平成27年10月16日

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則（平成27年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第5条関係）中

個人券

(記 念 し お り)	No.	入 館 料 円
熊本市田原坂西南戦争資料館		

を

